

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGNに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置)について

(諮問第3019号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	36
3	申請概要	37
4	審査結果	47

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成22年3月23日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

### 報 告 書

平成22年1月19日付け諮問第3019号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)

(NGNに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置)

1. NGNに係る平成22年度の接続料の改定

意見	再意見	考え方(案)
意見1 NGN接続料に係る現行の算定方式を継続することの妥当性について更なる検討が必要。	再意見1	考え方1
<p>○ (1)NTT-NGN 接続料算定方式全般について 本変更案の対象である東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及び NTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)は、当該ネットワークが公衆交換電話網(PSTN)等の既存ネットワークの代替的サービスとして、効率的なネットワーク構成で構築されていること等に鑑みれば、その接続料は PSTN 等の既存ネットワークにおける接続料より基本的に廉価であるべきものと考えますが、こうした観点からも、当該接続料に係る現行の算定方式を継続することの妥当性について更なる検討が必要であると考えます。また、NTT-NGN については新規サービスであり、かつ NTT 東西殿による情報開示が不十分であること等に起因し、その接続料の算定方法については十分な関係者のコンセンサスを形成するまでに議論が醸成された状況にあるとは言えず、後述のとおり、その接続料の算定方法については、引き続き検討すべき課題</p>	<p>○ ソフトバンク殿のNGN接続料の算定方法について継続して議論が必要、とのご意見に賛同致します。 今回採用されたコストドライバは「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について報告書(2008年12月総務省)」(以下、NGN答申)にて想定されていた十分な実績データが得られず、引き続きポート容量比が採用されています。このようにNGN答申が作成されたときに想定されていた市場環境と現状において乖離が生じていることから、現在の市場環境にあわせた NGN 接続料の算定方法の在り方についてあらためて検証する必要があると考えます。 また、その検証の際には、KDDI殿のご意見の通り、新旧ネットワーク全体でコストを把握し接続料の算定方法を抜本的に見直す、といったネットワーク移行による影響を考慮した議論も非常に重要であると考えます。現にPSTNの実際費用方式に基づく平成22年度接続料の改定における答申書(2010年2月総務省)においては、ドライカップ</p>	<p>○ NGNは、利用者数・サービス内容ともに発展期にあるネットワークであるため、今後のネットワークの急速な発展に応じ、必要があれば接続料算定の在り方等を適時適切に見直すことが必要である。 なお、レガシー系サービスについても、平成22年2月22日付当審議会答申においても要望を行ったとおり、PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後も需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省は、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。</p>

<p>等が数多く存在しており、実績データの取得やそれに基づく検証等を行いつつ、更に議論を深める必要があるものと考えます。従って、弊社共としましては、PSTN 接続料における長期増分費用モデル研究会と同様に、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場(以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。)を早期に立ち上げ、NTT-NGN 接続料の算定方法について、継続して議論が行われることを要望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ また、NGNの接続料算定の在り方を検討するにあたっては、レガシー系サービスからNGNへの需要の移行期にあることを踏まえ、電話のみならず専用線等を含むサービス全体を対象として議論することが重要です。</p> <p>そのため、まずNTTがコア・ネットワークのNGNへの移行計画を開示することが必須であり、NTTの新旧のネットワーク全体でコストを把握して接続料の算定方法を見直し、公正な競争環境を維持する必要があります。</p> <p>なお、NGNはレガシー系サービスからの需要の移行期にあるため、NGNに関する接続ルールは固定的なものとならず、適時適切に段階を追って見直していくことが必要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>接続料の急激な上昇を受けて「PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこと」等の、ネットワーク移行の影響を考慮した接続料算定検討の必要性について、考え方が示されたところです。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ KDDI 殿が述べるとおり、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)の接続料算定の在り方を検討するにあたっては、レガシー系サービスからの需要の移行期にあることを踏まえ、電話のみならず専用線等を含むサービス全体を対象として議論することが必要です。</p> <p>例えば電話サービスであれば、レガシー系サービスと IP 系サービスとのハイブリッドモデルによるコスト算定を行う等、NTT 東西殿の新旧のネットワーク全体でコスト把握した接続料算定方式に見直すべきと考えます。</p> <p>そのために、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場を早期に立ち上げ、接続料算定の在り方について総合的に見直すための継続した議論が行われることを要望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 電気通信市場がPSTN等から光やNGNへの需</p>	
---	--	--

	<p>要の移行期にあることに鑑みれば、レガシー系の既存ネットワークも含めた新旧のネットワーク全体について接続料算定における課題を再整理し、PSTN等の既存サービスやユニバとの関係性も踏まえて、NGNを含む接続料の在り方をただちに見直す必要があります。</p> <p>ドライカップ等の接続料認可時の審議会答申を受け、総務省からもNTT東西に対して平成23年度の接続料算定の在り方を議論するために必要となる情報の早期公表を要請する行政指導が出されているところであり、NTTは早期に詳細な計画を開示すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 接続料は、実際にご利用いただいている設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価で算定することが基本であると考えます。</p> <p>但し、NGNについては、平成 20 年度は実質的なサービス開始初年度であり、平成 22 年度の接続料算定に用いるコスト、需要としては変動が大きいと想定されることから、平成 22 年度1年間のコストと需要を予測した将来原価方式により算定しています。</p> <p>NGNのアンバンドルについては、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成 20 年3月)に基づき実施しているものであり、また、アンバンドルされた機能に係る接続料の算定方法も、平成 21 年に学識経験者や接続事業者を交えて開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において整理された接続料算定フロー</p>	
--	---	--

	<p>やコストドライバ等に関する報告書を踏まえたものであることから、適切であると考えます。</p> <p>なお、PSTN(固定電話網)については、2010年度に概括的展望を公表することとしています。</p> <p>また、意見提出事業者と当社との間では、IGSを介して接続していますが、当該事業者の接続料は、当社の接続料より高額であり、逆ざやとなっていることから、早急に是正していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見2 将来原価方式により接続料を算定する場合には、長期の算定期間を採用すべき。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ (2)長期の将来原価方式の採用について</p> <p>NTT-NGN については、日本電信電話株式会社の中期経営戦略「サービス創造グループを目指して」<sup>1</sup> や三浦社長の記者会見<sup>2</sup> の内容等から、今後、最低でも2010年度から2012年度の3年間で約2,000万と大幅な需要増が見込まれるところであり、またNTT-NGN が PSTN 等の既存ネットワークの代替的サービスであることを踏まえれば、当然 2012 年度以降も継続的に需要が増加していくことが容易に想定される場所です。</p> <p>従って、NTT-NGN は、接続料規則第八条第二項第一号において「新規であり、かつ、今後相当の需要の増加が見込まれるものであるとき」とされる将来原価方式適用の条件を満たしているのはもちろんのこと、その需要の増加は複数年に跨ることはほぼ確実であることから、将来原価方式にて接続料を算定する場合には、算定対象期間を例えば5年間とする等、長期の算定期間を採用することが適当と考えま</p>	<p>○ KDDI 殿が述べるとおり、PSTN から NTT-NGN への移行等を踏まえ、NTT-NGN は今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることに鑑み、将来原価方式にて接続料を算定する場合には、算定対象期間を例えば5年間とする等、長期の算定期間を採用し、接続料水準の更なる低廉化を図るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 接続料は、実際にご利用いただいている設備に係るコストをご負担いただくものであり、実績原価で算定することが基本であると考えます。</p> <p>但し、NGNについては、平成20年度は実質的なサービス開始初年度であり、平成22年度の接続料算定に用いるコスト、需要としては変動が大きいと想定されることから、平成22年度1年間のコストと需要を予測した将来原価方式により算定して</p>	<p>○ NGNは、サービス開始後日が浅いため現時点では需要が少なく、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることにかんがみると、昨年度に引き続き平成22年度の1年間で算定期間とした将来原価方式により算定していることは適当である。</p>

<p>す。</p> <p><sup>1</sup> 「サービス創造グループを目指して」(2008年5月13日 日本電信電話株式会社 P.8)において、「光サービスユーザの既存IP網からNGNへのマイグレーション」を「2012年度末目途に完了」と記載。  <a href="http://www.ntt.co.jp/ir/library/presentation/2008/080513b.pdf">http://www.ntt.co.jp/ir/library/presentation/2008/080513b.pdf</a></p> <p><sup>2</sup> 2010年2月5日三浦社長会見において、光サービスのユーザについて「2012年度くらいには2,000万に到達する」と発言。  <a href="http://www.ntt.co.jp/kaiken/index.html">http://www.ntt.co.jp/kaiken/index.html</a></p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ (1)接続料算定方法について</p> <p>NGNやひかり電話の接続料原価(設備コスト)は、レガシー系サービスからフレッツ光・フレッツ光ネクストへの需要の移行状況に左右されるため、NTTがレガシー系サービスをどうするかによって接続料水準が決まります。そのため、本来であれば、NTTの新旧ネットワーク全体でコストを把握したうえで接続料算定の在り方を抜本的に見直し、NTTの恣意性を排除する必要があります。</p> <p>今回の申請案についても、NGNは今後需要の増加が見込まれるサービスであることに配慮し、算定期間を複数年とする将来原価方式の採用を含めて算定方法を見直す等により、接続料水準の更なる低廉化を図るべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>います。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見3 ポート容量比は暫定的なコストドライバなので、より正確な接続料を算定するためアクティビティに</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>

着目したドライバを採用すべき。		
<p>○ (3)コストドライバの今後の在り方</p> <p>本変更案において、中継ルータと伝送路のコストドライバは「現時点での NGN トラヒック把握は平成 21 年度上期のもののみであり、このような短期間のデータから適切な予測を行うことは困難である」ことをもって、ポート容量比を採用しています。</p> <p>しかしながら、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008 年 12 月 25 日公表)において、「2010 年度以降接続料の算定に用いるコストドライバとしては、想定トラヒック比とポート実績トラヒック比の 2 案があり得る」と記載されているとおり、本来想定トラヒック比かポート実績トラヒック比を用いることが望ましいとされているところです。</p> <p>従って、最低限、現状把握可能な 2009 年度上期のトラヒックデータから、想定トラヒック比、及びポート実績トラヒック比を算出し、本変更案のポート容量比と比較する等、コストドライバの在り方について検証を深めることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について報告書」(2008 年 12 月 総務省)において示されている通り、ポート容量比は暫定的なコストドライバであり、本来であれば、より適正な接続料を算出するため、想定トラヒック比やポート実績トラヒック比といったアクティビティに着目したコストドライバが採用されるべきと考えます。</p> <p>そのため、NTT東西殿より具体的なNGNの需要</p>	<p>○ 本変更案に対する弊社共意見書(平成 22 年 2 月 18 日提出)で述べたとおり、まずは現状把握可能な 2009 年度上期のトラヒックデータから、想定トラヒック比、及びポート実績トラヒック比を算出し、本変更案のポート容量比と比較する等、コストドライバの在り方について検証を深めることが必要です。そのうえで採用すべきコストドライバについては、KDDI 殿が述べるとおり、柔軟な見直しを行うことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 平成22年度接続料の算定に際しては、NTT東西が自ら実績トラフィックデータの蓄積が不十分と判断し、昨年度に引き続いてポート容量比を用いることを選択しましたが、本来であれば、トラフィックを用いた場合のコスト配賦に基づく算定結果と比較し、適正と思われるコストドライバを客観的に判断すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ ポート実績トラヒックについては、まだ半年程度しかデータを取得しておらず、平成 22 年度のトラヒックを適切に予測することは困難であるため、今回申請した接続料は、従前のおとり、ポート容量比により算定しています。</p> <p>なお、ポート容量比は使用可能量(キャパシティ)に着目し費用配賦を行う方法、ポート実績トラヒック比は使用量に着目し費用配賦を行う方法であ</p>	<p>○ 今回の申請における接続料算定においては、暫定的なコストドライバであるポート容量比を昨年を引き続き採用しているところであるが、現時点での NGNトラヒックの把握が短期間であり、当該データから2年後のトラヒックについて適切な予測を行うことは困難である点を考慮すると、適当であると認められる。</p> <p>ただし、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書(平成20年12月。以下「研究会報告書」という。)で示されたとおり、アクティビティを考慮したコストドライバの方がより適切な費用配賦方法と考えられるため、NTT東西においては、次回の接続料算定にあたり、想定トラヒック比又はポート実績トラヒック比、更にこれら以外の選択肢も含めてコストドライバの在り方について検討を深めることが適当である。なお、その場合には、接続事業者や利用者に与える影響も考慮しつつ検討を行うことが必要である。</p>

<p>予測をご提示いただき、アクティビティに着目したコストドライバの切替え時期等の今後の NGN 接続料の算定方法の在り方についてあらためて検証する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ (2) 設備別コストの関係する機能への配賦について</p> <p>中継ルータや伝送路、SIPサーバといった複数の機能にまたがって利用される設備のコスト配賦にあたっては、NTT東・西の利用部門や接続事業者による機能の利用動向によって各機能に配賦されるコストが大きく変動する可能性があることに留意する必要があります。そのため、接続料水準の予見性を確保する観点から、配賦に際してどのようなコストドライバを用いるかについては、長期的な視点に立って柔軟な見直しを行い、各機能の接続料水準が年度によって大きく上下しないよう配慮すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>り、ネットワークコストを配賦するコストドライバとしては、どちらも合理性を有するものと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見4 帯域換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表し、係数の妥当性について検証すべき。また、QoSと帯域換算の加味について、適時適切に見直しを行うべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ (4) 帯域等換算係数及び QoS の加味の適正性</p> <p>帯域等換算係数は、利用者料金とコストのバランスや適正性等の観点において許容し難い乖離等の存在があり、公正競争確保の観点から問題がある場合にはじめて導入が検討されるべきであり、今回の補正により、映像系サービスやテレビ電話等に係る費用が、従来の固定電話の代替であり基本的サービ</p>	<p>○ 帯域等換算係数及び QoS の加味については、引き続き検討を深めることが必要であり、本変更案の検討に際しては、まずは帯域等換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表の上、当該係数の採用の妥当性について検証すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンク</p>	<p>○ 費用配賦に係る帯域等換算係数の設定方法及びQoSの反映方法については、研究会報告書に示された考え方に基づくものであり、一定の客観性・合理性がある。ただし、帯域換算係数については、今後のIP系装置の市販価格の経年変化によって見直しが必要となる事態が想定される。またQoSの有無・程度の反映方法についても、需要の</p>

<p>スであるひかり電話に費用が片寄せされるようなことはあってはならないと考えます。</p> <p>この点については、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方」(2009年3月31日公表)においても「帯域換算やQoSの有無・程度の反映方法については、引き続き検討を深めることが適当」とされているところであり、本変更案の検討に際しては、まずは帯域等換算係数を用いずに算定した場合のコスト配賦の結果及び接続料水準を公表の上、当該係数の採用の妥当性について検証すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ また、QoSと帯域換算の加味についても、NGNへの移行状況や市場の動向を踏まえて、適時・適切に見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>モバイル)</p> <p>○ 帯域換算係数は、一般的にIP系の装置価格は帯域差ほど費用差が生じないというスケールメリットが働くことに着目して設定しているものです。</p> <p>また、QoS換算係数は、QoSの有無・程度に応じて帯域の確保の割合が異なる点に着目して設定しているものです。</p> <p>こうした考え方については、昨年のNGN接続料に関する認可の際の審議会の考え方においても、「これらは、報告書に示された考え方に基づくものであり、一定の客観性・合理性がある」とされており、適切であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>増加に応じて今後NGN設備をどのように増強するかにより異なり得る。</p> <p>以上を踏まえ、NTT東西においては、帯域換算係数の設定方法やQoSの有無・程度の反映方法について、引き続き検討を深めることが適当である。</p>
<p>意見5 IGS接続料について、需要の立ち上げ期においては、IP系設備にかかる保守費を個別に算定するのではなく、従来の算定方法を引き続き採用すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ (3)IGS接続機能の接続料算定について</p> <p>今回の申請案においては、IP系設備にかかる保守費を個別に算定したことが接続料原価を増加させる方向に作用していると理解しております。保守費を個別に把握すること自体は接続会計の詳細化に資するものであり賛同しますが、ひかり電話については需要の立ち上がり期にあり、現時点では固定資産額が小</p>	<p>○ 今回申請した接続料は、総務省における「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書(平成19年10月)を踏まえ、IP系設備に係る保守費の個別把握を反映して算定したものであり、適正なコスト算定であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ IGS接続料の原価のうちの保守費に関する費用については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書(平成19年10月)を踏まえてIP系設備に係る保守費の直接把握を可能としたこと等を踏まえて算定していることから、合理性がある。</p>

<p>さいため、相対的に保守費の額も上昇してしまうことに留意する必要があります。接続料水準の低廉性を維持し、ユーザー利便を確保する観点で、需要の立ち上げ期については従来の算定方法を引き続き採用すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見6 既存ひかり電話網に係る設備管理運営費の算定について、NGNのひかり電話と同様の考え方で設備増設を予測して取得固定資産額の伸び率を考慮することが適切か再考すべき。</p>	再意見6	考え方6
<p>○ また、既存ひかり電話網については、今後需要が減少していくものと思われることから、設備管理運営費の算定において、NGNのひかり電話と同様の考え方で設備増設を予測して取得固定資産額の伸び率を考慮することが適切か再考すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 既存ひかり電話網の設備管理運営費を算定する際の設備量(取得固定資産価額)については、今後の需要も踏まえて予測しており、適切であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ 既存ひかり電話網の平成22年度の設備管理運営費については、今後の需要も踏まえて予測しているところ、実際に平成21年度の予測値に比べても減少していることから、適当な予測がなされると認められる。</p>
<p>意見7 NGNのアンバンドルや接続料算定の在り方については、接続料原価に算入すべきコストは何かという観点を踏まえて整理する必要がある。</p>	再意見7	考え方7
<p>○ NGNの接続料算定の在り方について</p> <p>NGNはボトルネック設備と一体となっていることを理由として第一種指定電気通信設備に指定されているため、他の事業者が利用することを当初から想定して構築されるべきです。しかしながら、NGNのIPv6インターネット接続においては「他事業者との接続を想定しない前提で設計されている」との理由で、多額の網改造費等の事業者個別負担を求められた経緯があります。</p> <p>そのため、NGNにおける機能のアンバンドルや接</p>	<p>○ 当社は、NGNのサービス開始以前に、インタフェース条件や接続条件を事前に公表する等オープン化に取り組んでいます。また、アンバンドルについては、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成20年3月)に基づき実施しており、接続料については、平成21年度に学識経験者や接続事業者を交えて開催された「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」において整理された報告書を踏まえ算定しています。</p> <p>IPv6インターネット接続についても、「インターネ</p>	<p>○ NGNが、当初実装していない接続機能を追加するためにネットワーク改修等が必要な場合においては、当該接続機能が基本的な接続機能に該当するときはその費用を接続料原価に算入することが適当であり、接続事業者が個別的に用いる機能に該当するときは接続事業者の個別負担となる網改造料として費用回収することが適当である。</p>

<p>続料算定の在り方については、「接続料原価に算入すべきコストは何か」という観点を踏まえて適切に整理される必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>ットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会報告書」(平成 20 年6月)を受け、新たにネイティブ接続に係る個別要望をいただいた上で、関係事業者等と協議を重ね、最終的には、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成 21 年8月)において、「トンネル接続は基本的な接続機能、ネイティブ接続は個別的に用いる接続機能と位置付け、後者に係る費用はネイティブ接続事業者の個別負担となる網改造料として設定することが適当」と結論付けられたことを受け、接続約款の認可申請を行い、認可を受けているところです。</p> <p>このように、当社としては、NGNにおける機能のアンバンドルや接続料算定の在り方について、学識経験者や接続事業者も交えた議論の場での結論を踏まえながら適切な対応を実施しています。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見8 収容局と中継局における加入者単位でのアンバンドルをすべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ (5)その他</p> <p>「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書案に対する弊社共意見書(2008 年 2 月 28 日提出)においても述べたとおり、NTT-NGN に係る接続料設定において、以下の 2 点のアンバンドル接続料の設定を行い、事業者がより創意工夫を活かしたサービスを迅速に提供開始できるよう環境整備がなされるべきと考えます。</p> <p>ー 収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGN サービスのアクセス回線について加入者単位でアンバンドルした接続料</p>	<p>○ NGNは第一種指定電気通信設備であり、アクセス部分を含めた事業者間の公正競争を確保することが重要です。従って、左記意見のような事業者からの要望があれば、原則としてアンバンドルを行うべきと考えます。</p> <p>なお、NGN の各機能のアンバンドルにあたっては、当該機能に競争事業者が接続するときのコストと、NTT 東西の利用部門が利用するときのコストや NTT コム等の NTT グループ会社が卸役務として利用するときのコストとの間で公平性が担保されているかが重要になります。その観点から、事業者との接続を想定していないことを理由に発生す</p>	<p>○ 収容局における加入者単位でのアンバンドルについては、収容ルータから他社中継網へのパケットの振分機能を追加することとなり、ルータ等の容量の抜本的な見直しが必要となることから、その実現は困難と考えられ、また、中継局における加入者単位でのアンバンドルについては、平成20年 3月27日付情報通信審議会答申に示されたとおり、NGNが特定のISP事業者向けに接続先を限定できない仕様となっている等の課題があることから、これらのアンバンドルについては、今後の市場環境・競争環境等を踏まえ、技術的な問題等を含め引き続き検討することが適当である。</p>

<p>ー 中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でアンバンドルした接続料 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>る網改造費の扱いや接続料への反映方法、NTTグループ会社のコスト負担の透明性の担保を含め、NGN 接続料のあり方について、改めて整理する必要があります。 (KDDI)</p> <p>○ 「收容ルータの中継ルータ側に接続点を追加し、NTT-NGN サービスのアクセス回線を加入者単位でアンバンドルした接続料」及び「中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータのインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でアンバンドルした接続料」の設定については、NGNの接続ルールに係る情報通信審議会答申(平成 20 年3月)において、現段階では実施することは困難と整理されてきたところであり、現時点においてもその状況に変化がないことから、当該接続料の設定は困難と考えています。 (参考)『「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)への意見及びそれに対する考え方』(平成 20 年3月)より抜粋 (考え方 23)</p> <p>「ひかり電話網の收容ルータは、地域IP網の收容ルータと同様、コア網としてひかり電話網以外の特定の他事業者網を選択できない仕様となっていることに加え、接続事業者の要望を実現するためには、ひかり電話網とひかり電話網以外の特定の他事業者網との振分けを、OSU上部のスイッチではなく收容ルータで行うことになるが、これは、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料の</p>	
---	---	--

	<p>設定の場合と同様の解決すべき諸問題があることから、考え方111に示したとおり、本要望については、分岐端末回線単位の加入ダークファイバの接続料の設定の検討と併せて、今後の市場環境や分岐に係る技術等の変化があれば、改めて検討することが適当である。」</p> <p>(考え方 38)</p> <p>「NGNの利用者は、NTT東西に連絡することなく自由に複数のISP事業者を切り替えて利用することやISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定のISP事業者向けに接続先を限定できない仕様となっていることから、当該接続料を設定するためには技術的な問題がある」</p> <p>(NTT東西)</p>	
--	---	--

## 2. 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置

意見	再意見	考え方(案)
意見9 屋内配線の平均的な使用期間は、光信号分岐端末回線と同じ15年として算定すべき。	再意見9	考え方9
<p>○ ①網使用料について</p> <p>今回申請された屋内配線の網使用料は、NTT東西の光信号分岐端末回線(平均的使用期間15年)と一体として引き通し形態により設置される屋内配線に適用されます。</p> <p>したがって、屋内配線の平均的な使用期間は、申請案の10年ではなく光信号分岐端末回線と同じ15年に見直し、網使用料を算定し直すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ KDDI 殿が述べるとおり、屋内配線については光信号分岐端末回線と引き通し形態により一体で使用することを考慮すると、屋内配線の使用期間については光信号分岐端末回線の接続料算定に使われる経済的耐用年数の15年と同じ期間であるべきです。</p> <p>また、弊社共では光ファイバの経済的耐用年数については、以前より耐用年数の長期化へ見直しをおこなうべきと主張してきておりますが、平成20</p>	<p>○ FTTHサービスの屋内配線については、光信号分岐端末回線から引き通しで設置される場合であっても、宅内に設置される部分については使用環境が異なるものである。</p> <p>この点、NTT東西では、過去の保守実績等から当該屋内配線の使用年数を算出しており、適切なものと認められる。</p> <p>ただし、最近では引き通し形態で設置する事例が増加するといった事情の変化も生じていることか</p>

	<p>年1月29日付情報通信審議会答申「接続料規則等の一部改正について」の答申時の審議会の考え方においては「光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である」とされているところであり、光ファイバの経済的耐用年数については、別途、検討の場を設け、経済的耐用年数の推計方法の検討を開始すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ お客様宅内に設置される光屋内配線については、居室内における人や物の移動の影響を受ける等、屋外に設置される光信号分岐端末回線よりも接触機会が多く、使用環境に相違があるため耐用年数が異なります。そのため、今回の算定にあたっては、当社がユーザ宅内に設置する光屋内ケーブルの耐用年数である10年を用いております。</p> <p>なお、直近データを用いて撤去法により耐用年数を推計した場合においても、10年程度となっていることから、本耐用年数を用いることは妥当なものと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>ら、NTT東西においては常に実態に即した使用年数を用いることが必要である。</p>
<p>意見10 光屋内配線工事費について、分岐端末回線等接続等に係る既存の工事費と重複するものがあれば控除する必要がある。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
<p>○ ②工事費について 引き通し形態では、光信号分岐端末回線と屋内配線が一体として同時に工事されることを考慮して、既</p>	<p>○ KDDI 殿が述べるとおり、引き通し形態での工事費は、重複するもの・不要なものを控除して設定される必要があると考えますが、現状公表されてい</p>	<p>○ 光信号分岐端末回線接続工事費・光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費には、派遣費用並びに光屋内配線の工事費及び物品費は</p>

<p>に接続約款に規定されている光信号分岐端末回線接続工事費・光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費や、接続約款の料金表第4表第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定される(光信号引込等設備の取得固定資産価額)等を勘案し、重複するもの・不要なものを控除して工事費を設定する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、申請案の光屋内配線工事費は、工事人員の移動に係る費用・工事作業に係る費用・光ファイバケーブル等の物品費等において、重複しているものがあれば不適切であり、これらを控除して算定し直すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>る網使用料算定根拠のみでは、重複する項目の有無を検証することができません。</p> <p>従って、NTT 東西殿は光信号分岐端末回線接続工事費と屋内配線工事費で重複する費用が含まれていないか検証できるよう、費用内訳を公開することで、外部検証性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ ご指摘の「光信号分岐端末回線接続工事費・光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費や、接続約款の料金表第4表第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)に規定される光信号引込等設備の取得固定資産価額」については、工事人員の移動に係る費用や光屋内配線の提供に必要な工事作業に係る費用や物品費は含まれていません。そのため、今回申請した光屋内配線工事費は適切な料金であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>算入されていないため、適切なものと認められる。</p>
<p>意見11 引き通し形態ではキャビネットは設置されないため、工事費や加算料についてキャビネット有の料金を適用すべきではない。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ また、引き通し形態では、光信号分岐端末回線収容キャビネットは設置されないため、工事費を適用すべきではないと考えます。同様に、光信号端末回線に係る加算料についても、キャビネットありの料金を適用すべきではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ また、KDDI 殿が指摘しているとおり、引き通し形態での工事において収容キャビネットは設置されないため、工事料金及び光信号端末回線に係る加算料についてはキャビネットありの料金は適用すべきではないと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ キャビネットボックス設置に係る工事費については、当該工事を行った場合のみ適用することが適当である。</p> <p>光信号分岐端末回線に係る加算料については、接続約款に基づきキャビネットありの料金を暫定的に適用することは、設置形態を把握していない現状を踏まえるとやむを得ないが、平成22年度からはその実態を把握し、平成24年度以降の接続</p>

	<p>○ 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費については、キャビネットを設置した場合のみ、適用する考えです。</p> <p>光信号分岐端末回線(接続料)に係る加算料については、①これまでに引き通し・キャビネット設置形態の工事がそれぞれどれくらい行われているか把握出来ていないこと、②引き通し形態で開通した場合でもその後の故障対応によりキャビネット設置形態に変更することがあること、から平成 22 年度は暫定的にキャビネットありの料金を適用することとしています。</p> <p>今後、工事形態データ等の取得に係るシステム改修の影響も勘案しつつ、提供形態や保守の実態を把握した上で、キャビネットを設置する場合と設置しない場合の平均的な接続料を設定していく考えであり、平成 22 年度に適用する接続料との差分については、以降の接続料を算定する際の調整額に反映させていただく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、接続事業者に対し、引き通し形態で光信号分岐端末回線を設置した実績はございませんが、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費については、キャビネットを設置する場合のみ適用する考えです。</p> <p>光信号分岐端末回線に係る加算料については、引き通し形態での設置実績がないこと、また、引き通し形態で開通した場合でもその後の故障対応によりキャビネット設置形態に変更することがあるため、平成 22 年度は暫定的にキャビネットあり</p>	<p>料算定の際の調整額に反映することが適当である。</p> <p>また、接続事業者の申込み内容に関わらず、工事の現場においてキャビネットボックスの設置の有無が判断されている実態を踏まえると、NTT東西においては、今後、キャビネットボックスの設置割合等を反映した平均的な接続料を設定することが適当である。</p>
--	---	--

	<p>の料金を適用することとしています。</p> <p>今後、工事形態データ等の取得に係るシステム改修の影響も勘案しつつ、提供形態や保守の実態を把握した上で、キャビネットを設置する場合と設置しない場合の平均的な接続料を設定していく考えであり、平成 22 年度に適用する接続料との差分については、以降の接続料を算定する際の調整額に反映させていただく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見12 無効派遣費用について、具体的な単金を設定すべき。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ 無効派遣費用については「派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額」とされておりますが、これでは当該費用の妥当性の確認が都度必要となり予見性も確保されないため、現行の他派遣工事における運用実績等を参考にして、具体的な単金を設定すべきであると考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿の利用部門においても接続事業者と同等に無効派遣費用の負担が行われる必要があります。</p> <p>また、無効派遣費用の除外対象となる条件についても規定されるべきであると考えます。例えば、NTT東西殿の派遣係員が約束の時間に間に合わないことにより利用者不在となり工事が出来ないなどの接続事業者以外でのNTT東西殿事由の場合も想定され、そのような場合は負担の対象外となるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が述べるとおり、無効派遣費用は作業単金×作業時間より算出しており、接続事業者において当該費用の妥当性の確認が個別に発生します。また、無効派遣費用の額について接続事業者は事前に把握することができません。従って、接続事業者が費用負担の予見性を確保できるよう、NTT 東西殿はメタル回線等の派遣工事等より費用を算定し、単金を設定すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 左記意見に賛同致します。競争事業者との費用負担の公平性を担保するため、NTT東・西の利用部門も無効派遣費用を負担すべきと考えます。</p> <p>また、NTT東・西の事由により発生した無効派遣については、費用を接続事業者に請求すべきでないため、無効派遣費用の除外対象に関する規定を追加すべきと考えます。</p>	<p>○ 無効派遣費用については、案件毎に作業時間がさまざまであることを踏まえると、現時点で単金を設定しないことは不合理であるとは言えないが、今後、NTT東西においては、無効となる作業時間の実績を蓄積し、単金化を検討することが適当である。</p>

	<p>(KDDI)</p> <p>○ 光屋内配線に係る無効派遣費用は、お客様不在や連絡の行き違い等によって発生するものであり、お客様との対応内容により無効となる作業時間も案件毎に区々になると想定されるため、当該派遣に係わる時間を予め一律に設定し単金化することは困難です。まずは実績を収集した上で、具体的な単金を設定することを検討したいと考えます。</p> <p>なお、本費用については、当社利用部門も同様に負担する考えです。</p> <p>また、当社の責めに帰すべき事由により無効派遣となった場合には、接続事業者における本費用のご負担は不要とさせていただく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 光屋内配線に係る無効派遣費用については、お客様との対応内容により無効となる作業時間も案件毎に区々になると想定されるため、まずは実績を蓄積した上で、単金化について検討する考えです。</p> <p>なお、本費用については、当社利用部門も同様に負担する考えです。</p> <p>また、当社の責めに帰すべき事由により無効派遣となった場合には、接続事業者における本費用の負担は不要とさせていただく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見13 サブアンバンドルの実現に賛同。今後、上部区間のみの利用について接続事業者より要望が</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>

<p>あった場合は、網使用料が遅滞無く設定されるべき。</p>		
<p>○ (1)ドライカップの下部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)</p> <p>ドライカップのサブアンバンドルの実現は、今後、接続事業者の費用負担適正化のみならず、新たな技術やサービス開発における事業者の創意工夫余地の拡大に寄与することから、利用者利便の向上及び国内全域のブロードバンド普及に資するものと考えます。</p> <p>従って、本変更案のとおり、新たなアンバンドル機能としてドライカップサブアンバンドルの網使用料並びに標準的接続箇所等が設定されるべきと考えます。</p> <p>なお、NTT 東西殿より認可申請された網使用料は下部区間のみの料金(NTT 東日本:807 円、NTT 西日本:892 円)であり、今後、上部区間のみの利用について接続事業者より要望があった場合には、提供条件の適正性を確保する観点より上部区間料金相当として示されている料金(NTT 東日本:528 円、NTT 西日本:460 円)にて上部区間の網使用料が遅滞無く設定されることを要望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 今回、情報通信審議会答申及び接続料規則改正を踏まえ、ドライカップの下部区間をご利用いただく場合の網使用料を設定させて頂いたところです。</p> <p>上部区間のみを利用する場合の具体的な利用形態等は分かりかねますが、実需要があるとのことであれば、具体的な要望内容を協議で伺った上で、検討させて頂く考えです。その場合、要望内容によっては、運用面やシステム面で新たな対応が必要となることも想定されるため、必ずしもご指摘の水準(NTT 東日本:528 円、NTT 西日本:460 円)にてご提供できるとは限らないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 今回、平成 21 年 10 月 16 日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールのあり方」及び平成 22 年 1 月 8 日の接続料規則改正を踏まえ、ドライカップの下部区間をご利用いただく場合の網使用料を設定したところです。</p> <p>アンバンドルについては、接続事業者の要望があり、技術的に可能な場合に実施するものであり、今後、接続事業者から具体的なアンバンドル要望が寄せられた場合には、接続事業者網との接続形態等を伺い、当社設備の提供の態様や運用面、システム面で必要となる対応等を検討した上で、これらを踏まえた適切な接続料を設定させていただく考えです。</p>	<p>○ 賛同意見として承る。</p> <p>なお、ドライカップの上部区間の網使用料の設定については、接続事業者から具体的な要望があり、技術的に可能な場合にはアンバンドルするという基本的な考え方にに基づき判断することが適当である。</p>

	(NTT西日本)	
意見14 WDM装置の幅広い利用が可能となるようにその利用状況等を検証し、算定方法について検討すべき。	再意見14	考え方14
<p>○ 接続料算定方法については、接続ルール答申において「また、WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当であり、その単金化は、今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当である。」とある通り、当該接続の幅広い利用が可能となるよう、今後定期的に当該接続の利用状況・形態を検証し、算定方法について引き続き検討していく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ WDMに係る接続料は、情報通信審議会答申で「WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当」とされたことを踏まえて、個々の区間ごとに算定式により設定することとしたものであり、適当であると考えます。</p> <p>また、単金化については、答申において「今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当」とされており、それに従って検討されるべきものと考えております。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ WDM装置の接続料は、区間ごとの接続料原価や利用波長数を用いて個別に算定する考えであり、区間ごとの原価に照らして適正な接続料となっているため、算定方法を適正化する観点から定期的に当該接続の利用状況・形態を検証する必要はないと考えますが、今後、WDM装置の利用実績が相当程度に増加等した場合には、当社としても、必要に応じて所要の検討を行う考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 平成21年10月18日付情報通信審議会答申(以下「接続ルール答申」という。)で示されたとおり、WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当であり、その単金化については、今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当である。</p>
意見15 WDM 装置に係る接続料や、網改造料が事前に明らかにされないため、負担額の予見可能性が確保されていない。	再意見15	考え方15
○ WDM 装置の接続料は、特別光信号中継伝送機能	○ KDDI殿、ウィルコム殿のご意見に賛同いたしま	○ WDM装置に係る接続料が個々の区間ごとに設

<p>及び分波変換装置に係る各申込手続きの回答時にあわせて通知頂くこととなっています。しかしながら該当接続料は区間ごとに異なるため、申込事業者側としては各申込手続き前に料金額の予測を行うことは困難であり、NTT 東西殿からの通知をもって、最終的な接続実施可否を判断する必要があります。</p> <p>そのため該当接続料については、各種申込手続きの回答とは別に、早期の通知が行われるべきであると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 分波光変換装置は網改造料により接続事業者が個別に負担することとされていますが、具体的な金額が不明であり、接続事業者にとって負担額の予見性が確保できないことから、NTT東・西は、例示等により、負担額を予め公表すべきと考えます。なお、本年1月27日に開催されたNTT東・西による説明会においても、負担額の規模感は一切明らかにされていません。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ (1)今回、特別光信号中継伝送機能に係る区間ごとの接続料について算定式が規定されていますが料金水準を事前に想定することさえ出来ず、しかもその概算額を把握するための情報調査手続きに係る費用は、NTT 東西殿の作業時間に応じた実費とされ、これも接続事業者は事前に把握できません。</p> <p>このように、当該機能を利用するにあたっての費用が申込時点で極めて不透明であることは、利用促進の障壁になると考えます。</p>	<p>す。</p> <p>WDM 装置の接続料は、接続事業者側としては各申込手続き前に料金額の予測を行うことは困難であり、NTT 東西殿からの特別光信号中継伝送機能及び分波変換装置に係る各申込手続きの回答時の費用通知以外、その料金額を確認する方法はありません。</p> <p>このような状況において、KDDI 殿、ウィルコム殿がご意見されているように、料金額の予見性を高めるような詳細な情報開示は、申込を判断するにあたって非常に重要な情報であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 特別光信号中継回線に係る接続料や分波光変換装置に係る網改造料については、接続約款に計算式が記載されているのみであり、接続事業者が負担額を把握できません。</p> <p>従って、事前に負担額を想定し計画的にネットワークを構築するためにも NTT 東西殿は例示等により負担額の目安を示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ WDMに係る接続料は、情報通信審議会答申で「WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当」とされたことを踏まえて、個々の区間ごとに算定式により設定することとしたものであり、適当であると考えます。</p>	<p>定されており、具体的な金額が不明との意見については、考え方14のとおり。</p> <p>その他の分波光変換装置に係る網改造料等については、接続事業者の負担額の予見性を高める観点から、NTT東西においては、可能な限り情報の開示に努めることが適当である。</p>
---	---	--

<p>(ウィルコム)</p>	<p>WDMに係る接続料については、当社は予見性を確保するため、要望区間の線路設備調査等の回答時に概算額を提示いたします。接続事業者は、それをもとに接続するか否かを判断することが可能です。</p> <p>なお、線路設備調査等に要する費用については、要望される調査内容によって異なりますが、過去の代替コンサルティング等による調査の実績を踏まえれば、現時点では1区間あたり概ね数万円程度になると想定しています。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ WDM装置の接続については、区間ごとのWDM装置の空き波長や設備状況等により接続料の水準が異なるため、要望事業者の予見性を確保する観点から、当社は線路設備調査等の回答時に概算額を提示することとしており、要望事業者は当該概算額により接続するか否かを判断することが可能です。</p> <p>なお、線路設備調査に要する費用については、調査内容により異なりますが、過去の代替コンサルティング等による調査の実績を踏まえれば、現時点では1区間あたり概ね数万円程度になると想定しています。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見16 本件に限らず、NTT東・西の網改造料は、透明性に欠けるため問題。</p>	<p>再意見16</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ また、本件に限らず、NTT東・西の網改造料は、網改造料の算定式に算入される創設費の妥当性が公に議論されず、透明性に欠けるため問題があると考</p>	<p>○ 網改造機能として提供する機能は、基本的な接続機能とは異なり、個々の接続事業者の具体的な要望に基づき、個別に設備等の設置・開発を行っ</p>	<p>○ 網改造料については、基本的な接続機能とは異なるものの、第一種指定電気通信設備を利用するために必要となる機能に係る費用であることから、</p>

<p>えます。接続事業者の予見性、網改造料の設定における妥当性・算定過程の透明性を確保するため、NTT東・西は網改造料の具体的な金額を明示して接続約款を申請すべきであり、これについて審議会等の公の場で議論される必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>て提供する性質のものです。このため、公の場の議論にはなじまないと考えており、個別の要望を踏まえて、協議等によりご説明していることについて、ご理解願います。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>NTT東西においては、協議等の過程において、妥当性・透明性の向上に努めることが適当である。</p>
<p>意見17 WDM装置の設置の有無に係る情報開示は、Dランク以外の区間も対象にすべきであり、また、空き波長に係る情報についても開示すべき。</p>	<p>再意見17</p>	<p>考え方17</p>
<p>○ WDM 装置に係る情報については、GCコロケーションや中継ダークファイバなど他の設備同様に、利用の促進と利用の公平性確保及び接続事業者が希望する利用の時機を逸さないためには、以下のような情報開示ルールの整備が必要不可欠であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中継ダークファイバ C ランク(20 芯未満～1 芯以上)区間における WDM 装置の設置の有無</li> <li>・WDM 装置の未利用波長数(ランク付け)</li> <li>・早期の WDM 装置増設計画の開示</li> <li>・情報の最新性を確保するための取り組み(例:月一回の定期的な情報更新)</li> </ul> <p>など</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ ①波長分割多重装置に係る中継ダークファイバの情報開示について</p> <p>本変更案において、波長分割多重装置(以下、「WDM」という。)に係る情報開示は、D ランク区間のみが情報開示の対象となっています。</p> <p>しかしながら、「電気通信市場の環境変化に対応し</p>	<p>○ ソフトバンク殿、ウィルコム殿の WDM 装置に係る更なる情報開示が必要とのご意見に賛同いたします。</p> <p>弊社意見にもある通り、GCコロケーションや中継ダークファイバなど他の設備同様に、接続事業者が希望する利用の時機を逸しないように WDM 装置の利用の促進を図ること、及び利用の公平性確保のためには、中継ダークファイバ D ランク区間における WDM 装置の設置有無情報のみならず、D ランク区間以外における WDM 装置の設置有無情報や WDM 装置の未利用波長数(ランク付け)などといった詳細にわたる情報の事前の開示は必要であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 接続事業者向けの開示情報の HP において、接続可能な中継ダークファイバが 1 芯しかない場合でも「C ランク」と表示されますが、その場合、接続事業者が 2 芯で接続したい場合は接続できず実質的に「D ランク」と同じです。従って、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿及びウィルコム殿が述べると</p>	<p>○ Dランク区間以外におけるWDM装置の設置の有無に係る情報及び空き波長に係る情報等の開示については、全ての情報を事前開示することとなると多大なコスト・期間が必要となることから、現時点では事後開示とすることには合理性がある。</p> <p>なお、総務省においては、WDM装置の利用状況について注視し、必要に応じて適切な対応をとることが適当である。</p>

<p>た接続ルールの在り方についての答申」(平成 21 年 10 月 16 日公表)(以下、「同答申」という。)において「WDM 装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほどコスト・時間を要しないと考えられる」とされており、これに基づき改正された情報開示告示においても開示対象が限定されていないことから、WDM 設置の有無に係る情報開示は D ランクのみならず全てのランクを対象にすべきと考えます。</p> <p>また、本変更案において、接続事業者事前に開示される項目は WDM の設置の有無のみとなっていますが、弊社共が同答申(案)に対する意見書で述べているとおり、NTT 東西殿は、波長の空き情報、一般光信号中継回線と同レベルの経路情報、区間長等といった情報についても積極的に開示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ ついては、WDM 装置の有無のみならず、付随する情報も可能な範囲で提供されるべきと考えます。</p> <p>例えば WDM 装置本体に係る費用や各年度当初の利用波長数等が開示されるだけでも、接続事業者にとっては有効な情報になり得ます。これら情報について年一回程度の更新頻度であれば NTT 東西殿にとっても過大な負担とはならず、十分可能な範囲であると考えます。</p> <p>本件については、総務省より「時間・コストの点で効率的でないものも含まれると考えられ、現時点で告示に規定することは適当ではない。」(平成 21 年 12 月 15 日公表「第一種指定電気通信設備との接続に</p>	<p>おり、接続事業者が速やかに NW 構成の再検討を実施するためにも、少なくとも C ランク区間における WDM 装置の設置有無については情報を開示すべきです。</p> <p>なお、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についての答申」(平成 21 年 10 月 16 日公表)にあるとおり、「WDM 装置の設置区間か否かの情報の事前開示にはそれほどコスト・時間を要しない」とされていることから、WDM 設置の有無の開示は C ランク区間に係らず全てのランクにおいてその情報を開示することがあるべき姿と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 左記各意見に賛同致します。未利用芯線がない区間だけでなく、未利用芯線が少ない C ランク区間等についても、WDM 装置の有無等について情報開示を行うべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ WDM装置に係る情報の提供については、情報通信審議会答申で「特に中継ダークファイバの空き芯線がない区間について空き波長の利用を求める事業者が多いと考えられる」「事前開示に要する時間・コストとの関係で、事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理をした上で、可能な限り必要な情報が事前に開示されることが適当」とされたところです。</p> <p>当社としては、①全ての情報を事前開示するこ</p>
---	---

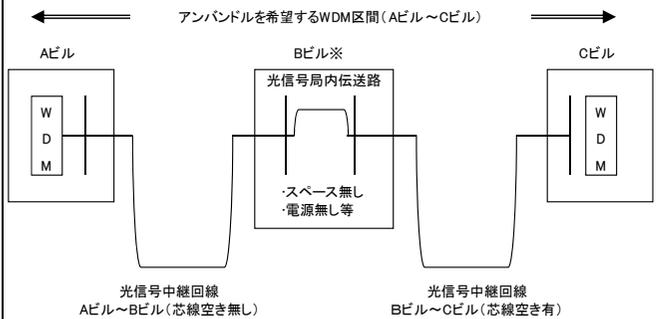
<p>必要な情報の開示に係る告示の一部改正案に対する意見及びその考え方」)との考え方が示されました。</p> <p>しかしながら今回、接続料の算定式は明らかにならなかったものの、先述の通り実態として金額水準が不透明であることが利用促進の障壁となることを鑑み、一部でも情報開示が促進されるよう、改めて検討されるべきと考えます。</p> <p>(2) 今回の約款変更案では、「未利用芯線がない区間」について波長分割多重(以下、WDM)装置の設置有無を情報提供する、とされています。しかしながら、未利用芯線が少ない C ランク区間等においても、事前照会または線路設備調査の結果、接続事業者の利用希望芯線数を満たさず構成の再検討等を要する事例が、現に発生しております。</p> <p>このため C ランク区間等であっても、「未利用芯線がない区間」と同様に WDM 装置設置に関して情報提供が必要であると考えます。</p> <p>(ウィルコム)</p>	<p>ととなると、システム化が不可欠となり、これには多大なコスト・期間が必要となること、②WDMの貸出要望は、これまでの実績を踏まえると年間数件程度と想定されること、から、コスト・期間を要するものに関しては、個別に調査した方が、接続事業者にご負担いただく費用は安くすむものと考えています。</p> <p>したがって、それほどコスト・期間をかけずに提供できる、Dランク区間のWDM装置の有無に係る情報を、事前開示することとし、その他の情報については、事後開示することとしたところです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 既設WDM装置の貸し出しについては、情報開示に係る費用対効果の観点から、原則として、個別具体的なご利用の要望をいただいた上で、設備情報を開示する考えですが、中継光ファイバの代替手段として利用されることが想定されるDランク区間に設置されているWDM装置については、その設置の有無に係る情報を、当社公開情報ホームページにて事前開示することとしているものです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見18 WDM装置に係る線路調査や接続に係る申込手続きについて、申込から回答までの期間を短縮すべき。</p>	<p>再意見18</p>	<p>考え方18</p>
<p>○ また、特別光信号中継伝送機能及び分波変換装置に係る各種申込手続きについては、従来の中継ダークファイバの手続きと同様であるとの認識ですが、中継ダークファイバの場合は、申込から回答までの</p>	<p>○ KDDI 殿、イー・アクセス殿及びイー・モバイル殿が述べるとおり、本変更案において、特別光信号中継回線に係る申込から提供可能時期の回答までの期間として、「6 週間以内」と一般光信号中継</p>	<p>○ WDM装置との接続に係る調査等については、中継ダークファイバに比べ、空き波長の有無や設備状況の調査及び分波光変換装置の調達等が必要となることから、その回答や接続開始までに中</p>

<p>期間が3週間以内となっているところ、WDMについては6週間となっており、当該期間について今後更なる短縮化の検討が必要であると考えます。</p> <p>○ WDM装置との接続までに、特別光信号中継伝送機能に係る各申込手続きの回答後、最長12ヶ月という長期間を要する場合がありますと考えますが、これでは中継ダークファイバが利用できず早期のWDMの利用を必要とする接続事業者のニーズに全くあわない期間であり、より短期間での合理的な対応を行うべきであると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 特別光信号中継回線(WDM装置が設置されている中継ダークファイバ)に係る線路設備調査の回答期限が6週間以内とされていますが、一般光信号中継回線(既存の中継ダークファイバ)と同等の3週間以内とすべきと考えます。</p> <p>仮に、システム化(データベース化)されていない等の理由で回答期限を同等とすることが困難であるとしても、可能な限り短縮すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>回線の3週間と比して2倍も長く規定されていますが、回答までにこうした長期間を要すると、約1ヶ月半の間、接続事業者はお客様に提供可否や提供時期のご案内をすることができず、ユーザの利便性の観点から大きな問題があります。</p> <p>従って、現状のユーザ利便性を維持するために、特別光信号中継回線に係る申込から提供可能時期の回答までの期間は、一般光信号中継回線と同等の3週間以内に設定されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ WDM装置との接続に係る線路設備調査及び接続申込みについては、従来の中継ダークファイバ調査内容に加えて、要望区間における空き波長の有無や設備状況等を調査し、その調査結果を基に、費用負担の概算額を算定する作業が必要です。そのため、従来の中継ダークファイバの調査回答期間に当該作業に必要な期間を追加して設定しているものです。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ WDM装置は、区間ごとに装置の種類や構成が異なることから、接続事業者から要望された区間ごとに、分波光変換装置の設計・物品調達・設置工事が必要となります。</p> <p>特に物品調達については、発注から納品まで数ヶ月を要することから、標準的接続期間を1年としております。</p>	<p>中継ダークファイバよりも多くの期間を要することは合理的である。</p> <p>なお、NTT東西においては、他事業者によるWDM装置の利用実績が蓄積された場合には、今回規定する期間について検討を行い、必要に応じて期間の見直しを行うことが適当である。</p>
---	---	--

	<p>(NTT東日本)</p> <p>○ WDM装置の接続にあたっては、分波光変換装置をご利用いただくための設計・物品調達・施工等に期間を要し、特に物品調達に数ヶ月を要することから、標準的接続期間を1年としています。実際にWDM装置の接続に係る線路設備調査申込等を頂いた場合については可能な限り期間の短縮化に努めていく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
意見19 NTT東・西がWDM装置を更改する場合、接続事業者が分波光変換装置の利用中止を申込んだものとみなす規定は不適切。	再意見19	考え方19
<p>○ 申請案で追加されている第36条第2項は、NTT東・西がWDM装置を更改する場合、接続事業者が分波光変換装置の利用中止を申込んだものとみなすとされています。これにより、接続事業者は、NTT東・西の事由で分波光変換装置を利用できなくなるにもかかわらず、一方的に当該装置の除却費・撤去費等を負担させられることとなるため、不適切です。</p> <p>したがって、申請案の第36条第2項は削除し、分波光変換装置についても、既存の第36条第1項の規定(接続事業者と協議の上費用負担の方法等について決定)を適用すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ WDM装置の更改は、構成物品等の生産の終了やサポートの終了等に伴って、やむを得ず実施するものです。このため、当該更改に伴って発生する費用(分波光変換装置の除却費等)については、接続事業者にご負担いただく必要があることをご理解願います。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ WDM装置の更改は、構成物品等の生産の終了やサポートの終了等に伴い、お客様への電気通信役務の円滑な提供や設備の信頼性確保及び接続事業者に安定的に機能を提供する観点から必要な工程として実施するものですが、当該更改に伴い発生する費用(分波光変換装置の除却費等)について、接続事業者にご負担いただく必要があることをご理解願います。</p>	<p>○ やむを得ない理由によりWDM装置を更改する場合において、分波光変換装置の除却費等の負担を求めることには一定の合理性がある。ただし、NTT東西においては、接続可否調査に係る協議等において、当該装置の発売時期や導入開始時期などの予見性確保に資する情報を可能な限り接続事業者提供することが望ましい。</p> <p>なお、今回の接続約款変更認可申請では、更改の1年前までにその旨を通知することとしている。</p>

	<p>なお、更改時にWDM装置を利用されている接続事業者において、代替手段を検討していただくことが可能となるよう、更改の1年前にその旨を通知することとしております。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
意見20 分波光変換装置に関する個別建設契約を締結する前に接続申込を撤回した場合は、費用負担は発生しないことを接続約款に明記すべき。	再意見20	考え方20
<p>○ 特別光信号中継回線(WDM装置が設置されている中継ダークファイバ)利用にあたり、接続事業者にとって負担額の予見性が確保されていないことから、接続事業者が分波光変換装置に関する個別建設契約を締結する前に接続申込を撤回した場合については、撤回に伴う費用負担は発生しないことを接続約款に明記すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ KDDI殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>WDM装置の接続料は、個別契約締結直前の特別光信号中継伝送機能及び分波光変換装置に係る各申込手続きの回答時の費用通知によって各接続事業者ははじめて確認でき、その時点で接続実施の最終判断が行われるものと考えます。</p> <p>したがって、KDDI殿のご意見の通り、個別建設契約を締結前に接続申込みを撤回した場合においては、撤回に伴う違約金が発生しないことを接続約款に明記すべきとのご意見は妥当であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ WDMに係る接続料については、当社は予見性を確保するため、要望区間の線路設備調査等の回答時に概算額を提示いたします。接続事業者は、それをもとに接続するか否かを判断することが可能です。</p> <p>接続約款には、網使用料は利用の開始時点、網改造料は個別建設契約の締結後、から費用負担が発生する旨を規定しており、それ以前に申込を撤回される場合には、網使用料・網改造料の費</p>	<p>○ ご指摘のような場合には費用負担は発生しない旨、接続約款で規定されているところである。</p>

	<p>用負担は発生いたしません。 (NTT東日本)</p> <p>○ WDM装置の接続については、区間ごとのWDM装置の空き波長や設備状況等により接続料の水準が異なるため、要望事業者の予見性を確保する観点から、当社は線路設備調査等の回答時に概算額を提示することとしており、要望事業者は当該概算額により接続するか否かを判断することが可能です。</p> <p>その時点で、要望事業者がWDM装置に接続しないと判断されたときは、当該接続に係る網使用料・網改造料の費用負担は不要であり、その旨、接続約款に明記しています。 (NTT西日本)</p>	
意見21 WDM装置における利用波長数を客観的に確認するため、局舎内への立入り等を可能とすべき。	再意見21	考え方21
<p>○ 申請案では、WDM装置本体の費用を波長単位で按分するとされていますが、NTT東・西を含む接続事業者各々の利用波長数を客観的に確認できる方法について、規定を追加すべきと考えます。</p> <p>例えば、既に接続約款に規定されている、光回線設備の非現用芯線がない場合の確認方法に準じ、NTT東・西局社内への立入りによる確認を可能にする等の方法が考えられます。 (KDDI)</p>	<p>○ 当社は、接続事業者から利用波長数の確認に係る具体的な要望があれば、実施方法等を含め、協議に応じる考えです。 (NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、接続事業者から利用波長数の確認に係る具体的な要望があれば、具体的な実施方法等も含め、ご要望の実現に向けた協議に応じる考えです。 (NTT西日本)</p>	○ 利用波長数の確認の方法については、まずは事業者間で協議することが適当である。
意見22 複数の光信号中継回線等から構成される回線の両端に WDM 装置が対向して設置されている	再意見22	考え方22

<p>区間についても、アンバンドルの対象とすべき。</p>		
<p>○ ②特別光信号中継回線のアンバンドル構成について</p> <p>特別光信号中継回線については、本変更案において「光信号中継回線であって、その区間の両端において波長分割多重装置を対向して設置するもの」と定義されています。</p> <p>しかしながら、電源・スペース等のリソースの有無や網設計ポリシーにより、下図のように、WDM は必ずしも単一の光信号中継回線の両端に設置されるものではないと考えられます。</p> <p>従って、複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路から構成される回線の両端において WDM を対向して設置している区間についても、WDM アンバンドル区間の対象とすべきと考えます。</p>  <p>← アンバンドルを希望するWDM区間(Aビル～Cビル) →</p> <p>図. 複数の光信号中継回線及び光信号局内伝送路による構成区間 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 一般光信号中継回線の区間が複数あっても、その両端にWDM装置が対向して設置されていれば、特別光信号中継回線として提供可能です。</p> <p>この要望の例であれば、AビルとCビルを区間に指定してお申込ください。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 要望区間がご指摘の設備形態であった場合について、当社は空き波長があれば、基本的には提供可能と考えますが、協議等において、具体的なご要望内容を伺いたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 回線の区間が複数に亘る場合におけるWDM装置の具体的な申込形態については、まずは事業者間で協議することが適当である。</p>
<p>意見23 特別光信号中継回線の接続インターフェースについて、一般的に広範に利用されているインターフェースもサポートすべき。</p>	<p>再意見23</p>	<p>考え方23</p>
<p>○ ③特別光信号中継回線の接続インターフェースにつ</p>	<p>○ 左記意見に賛同致します。一般的に利用されて</p>	<p>○ インターフェース仕様の追加については、まずは事</p>

<p>いて 特別光信号中継回線に係る技術的条件集別表25.4(光信号接続インターフェイス仕様(特別光信号中継回線接続インターフェイス))において、特別光信号中継回線に係る接続インターフェイス仕様が規定されていますが、一般的に広範に利用されている次のインターフェイスもサポートすべきです。</p> <p>－ SDH/SONET インターフェイス： STM-16、OC-48 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>いる「SDH/SONET インターフェイス： STM-16、OC-48」を、接続インターフェイスとしてサポートすべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 今回の申請においては、接続事業者の利用が想定されるインターフェイスを技術的条件集に規定していますが、ご指摘のインターフェイスを含め、その他のインターフェイスについても、利用に関する具体的な要望をいただいた場合は、協議等を踏まえ、提供可否・提供条件等について検討する考えです。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>業者間で協議することが適当である。</p>
<p>意見24 代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含める旨を、接続約款に明示的に記載すべき。</p>	<p>再意見24</p>	<p>考え方24</p>
<p>○ 平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」における、「代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当」との趣旨を、接続約款に明示的に記載すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 当社は平成21年3月16日の情報通信審議会のヒアリングにおいて、「要望される接続事業者等に、WDM装置の設置に係る費用をご負担いただくことを前提に必要な協力を行う」旨を表明しており、あらためて接続約款に規定するまでもないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、審議会答申の内容を踏まえ、適切に代替コンサルティングを実施する考えであり、あらためての約款規定は不要と考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 代替コンサルティングの具体的な内容について、接続約款に規定する必要はないが、NTT東西においては、接続ルール答申を踏まえ、接続事業者の要望に応じてWDMの設置も含めた適切な代替手段を提示することが求められる。</p>
<p>意見25 NTT東西を含む接続事業者は、中継ダークファイバを効率的に利用し、空き芯線の捻出に努めるべき。</p>	<p>再意見25</p>	<p>考え方25</p>

<p>○ (2)WDM(波長分割多重)装置等に係る網使用料等の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東・西が設置するWDM装置の利用に関するルールが接続約款に規定されることは望ましいと考えますが、NTT東・西を含む接続事業者は、多重度の高いWDM装置を導入する等して中継ダークファイバを効率的に利用し、波長単位の利用ではなく一芯単位の利用が可能となるよう、空き芯線捻出のため努力すべきと考えます。</li> </ul> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 中継ダークファイバの効率的な利用については、ご指摘のとおり、各接続事業者にご協力いただき、業界全体で取り組むことが必要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は既に効率的な中継ネットワークの構築に取り組んでおり、不要な中継ダークファイバについては、速やかに開放することとしています。</p> <p>また、中継ダークファイバの効率的な利用については、ご指摘のとおり、各接続事業者にもご協力いただき、業界全体で取り組むことが必要であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ 意見及び再意見のとおり、各事業者においては、中継ダークファイバの効率的な利用に努めることが適当である。</p>
<p>意見26 異経路構成の確認調査にかかる期間及び費用等の目安を予め示すべき。</p>	<p>再意見26</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ 異経路情報の調査期間については、調査条件により変動することから現状、標準的な期間の明示がなく、調査を検討する事業者にとっては調査期間や調査費の規模を事前に把握する手段がありません。そのため今後の実績をサンプルに調査期間の例示を行うこと等により、更なる利用促進の取り組みが引き続き必要であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 異経路情報の確認調査における条件は個別協議によるとのことですが、NTT東・西は、モデルケースを用いる等により、条件の確認にかかる期間、確認調査にかかる期間及び費用等の目安を予め示すべきと考えます。</p>	<p>○ KDDI殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>異経路情報調査については、調査条件により変動することから現状、標準的な期間の明示がなく、調査を検討する事業者にとっては調査期間や調査費の規模を事前に把握する手段がありません。そのためKDDI殿のご提案にあるとおり、モデルケースを予め提示していただくことにより、接続事業者側の検討も容易となり、当調査利用の促進につながるものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ KDDI 殿が述べるとおり、接続事業者は異経路の調査費用や調査に係る期間について、事前に把握することができません。従って、接続事業者が費</p>	<p>○ 調査に係る期間及び費用については、接続事業者からの求めに応じ、調査実施前にNTT東西から提示されるため、事前に検討することは可能と考えられる。加えて、接続事業者の予見性を高める観点から、NTT東西においては、可能な限り情報の開示に努めることが適当である。</p>

<p>(KDDI)</p>	<p>用負担及び調査期間の予見性を確保し、計画的にネットワークを構築できるよう、NTT 東西殿においては調査内容ごとに調査費用や期間などの目安を示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 異経路構成の確認調査は、接続事業者からの要望により過去3年間で3件実施いたしました。その調査内容は区々であり、モデル化することは困難です。</p> <p>当社は、調査に係る期間及び費用を、調査の実施前に提示いたしますので、接続事業者は、それをもとに調査を実施するか否かの判断をすることが可能です。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ これまでの実績において、中継ダークファイバの異経路情報等の調査に関する要望が区々であったことから、調査条件については、協議等において、具体的なご要望を伺った上で調整することとしています。</p> <p>したがって、調査に要する期間・費用等についても協議等においてご提示する考えであり、ご理解願います。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見27 支障移転工事の通知時期については、具体的な期間を定めるべき。</p>	<p>再意見27</p>	<p>考え方27</p>
<p>○ 支障移転は設備の敷設状況が変更となるため、中継ダークファイバを利用している事業者にとっては早</p>	<p>○ 支障移転工事は、自治体からの道路拡幅工事やお客様からの家屋改築工事による電柱移設等</p>	<p>○ 支障移転工事に要する期間等については、個々の事情により異なるため接続約款に規定すること</p>

<p>期の事前通知が必須となります。そのため通知時期については「予め」ではなく具体的な期間(例: 30 日前、等)が明確に規定されるべきであると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>の要請により実施するものであり、要請される時期や、工事の緊急性は個々の事情により異なります。このため、一律に期間を設定することは、困難であり、適当ではないと考えます。 (NTT東日本)</p> <p>○ ご指摘の内容については、既に各接続事業者と合意の上個別に締結している保守確認事項において、原則 30 日前に通知することと明記されていることから、あらためて約款に規定する必要はないものと考えます。 (NTT西日本)</p>	<p>は適当でないが、NTT東西においては、可能な限り速やかに通知することが適当である。</p>
<p>意見28 異経路構成の再調査に係る作業時間を短縮できるよう努めるべき。</p>	<p>再意見28</p>	<p>考え方28</p>
<p>○ (3)中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査手続費等の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異経路情報は将来にわたって保証されるものではなく、支障移転工事等が発生した際には再調査が必要とのことですが、NTT東・西は、支障移転工事が発生する都度適切な情報管理を行う等により、再調査時に係る作業時間を短縮できるよう努めるべきと考えます。 (KDDI)</li> </ul>	<p>○ 当社は、異経路構成の確認調査結果および、支障移転工事に係る情報を接続事業者提供いたしますので、当該情報を接続事業者において、適切に情報管理していただくことにより、再調査回数の削減や、再調査内容を簡素化することが可能であると考えます。 (NTT東日本)</p> <p>○ 支障移転工事後の調査であるか否かにかかわらず、異経路調査にあたっては最も効率的な方法を用いており、可能な限り作業時間の短縮を図っています。 (NTT西日本)</p>	<p>○ 支障移転が行われた場合に、過去に調査した中継ダークファイバとの照合は接続事業者において実施した方が効率的であると考えられる。 なお、NTT東西においては、異経路調査に当たっては可能な限り作業時間の短縮を図ることが適当である。</p>
<p>意見29 WDM装置の設置区間(特別光信号中継回線)についても異経路構成に係る確認調査等の対象とすべき。</p>	<p>再意見29</p>	<p>考え方29</p>

<p>○ (3)中継ダークファイバの異経路構成等に係る確認調査／接続の申込等について</p> <p>本変更案において、特別光信号中継回線が、中継ダークファイバの異経路構成等に係る確認調査及び接続の申込等の対象となっていませんが、ネットワーク構築時における異経路構成の必要性については、一般光信号中継回線と特別光信号中継回線では全く違いはないことから、特別光信号中継回線についても異経路構成に係る確認調査及び接続の申込等の対象とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 左記意見に賛同致します。特別光信号中継回線についても、2波長以上利用する場合については、異経路構成に係る確認調査等の対象とすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 今回の申請は、接続事業者から要望のあった一般光信号中継回線における異経路構成に係る確認調査手続き等を接続約款に規定することにしたものです。</p> <p>特別光信号中継回線については、これまで要望をいただいておりますが、具体的な要望があれば、一般光信号中継回線と同様に、実費にて調査を実施する考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ ご指摘の調査については、協議等において具体的なご要望を伺った上で、実施可否及び詳細な調査条件等を検討する考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>○ NTT東西においては、接続事業者から具体的な要望があった場合には、調査に要する費用負担を求めた上で、WDM装置の設置区間における異経路構成に係る確認調査を行うことが適当である。</p>
--	---	---

平成22年3月29日

総務大臣  
原口一博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成22年1月19日付け諮問第3019号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

## 2. 申請年月日

平成22年1月13日(水)

## 3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。(NGN接続料については、平成22年4月1日から実施。)

## 4. 概要

### (1)NGN接続料

NTT東西(NTT東日本及びNTT西日本)のNGN(Next Generation Network)は、平成20年3月末から商用サービスが開始されているところ、同年3月の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」及び同年12月の次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会報告書(以下「研究会報告書」という。)に基づき、以下の3機能に係る平成22年度接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

#### ①一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)

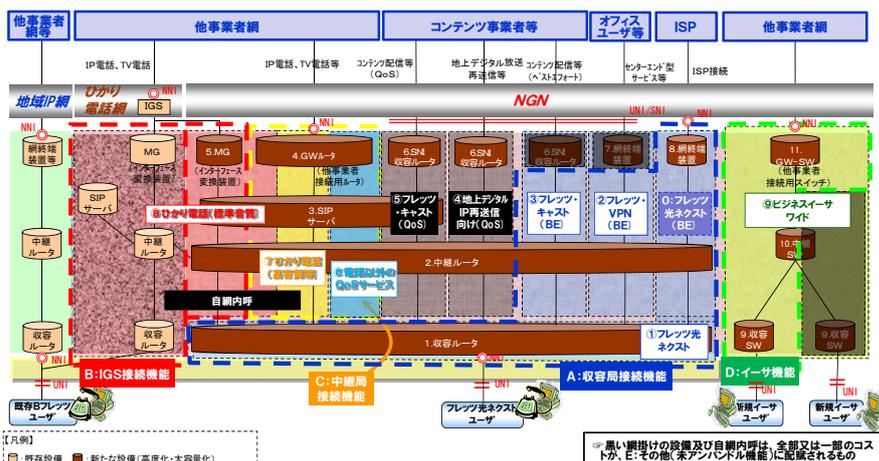
…他事業者が自らアクセス回線を調達し又はNTT東西からアクセス回線を借りた上で、当該回線をNGNの収容ルータに接続してNGNを利用する形態

#### ②関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS接続機能)

…電話サービス提供事業者が、自網をNTT東西の関門交換機(IGS:Interconnection Gateway Switch)に接続してNGN又はひかり電話網を利用する形態

#### ③一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)

…他事業者が自らのIP網をNGNのGWルータ(ゲートウェイルータ)に接続してNGNを利用する形態



## (2) 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置

平成21年10月16日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「接続ルール答申」という。)において示された固定ブロードバンド市場における接続ルールの整備に関する事項及びこれを踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正による規定整備を受け、以下の事項を措置するため、接続約款の変更を行うものである。

- ① FTTHサービスの屋内配線に係る使用料等の設定
- ② ドライカップの下部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)
- ③ WDM(波長分割多重)装置等に係る網使用料等の設定
- ④ 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査手数料等の設定

## II 主な変更内容

### NGN接続料の改定

#### 1. 平成22年度接続料

NGNについては、研究会報告書を踏まえた接続会計規則等の改正(平成21年5月)を受け、平成20年4月1日から開始する事業年度から接続会計が整理されているところである。

一方で、NGNは、サービス開始後日が浅いため現時点では需要が少なく、今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、今回の申請案では、昨年度に引き続き平成22年度の1年間を算定期間とした将来原価方式により算定している。具体的には、平成20年度の接続会計におけるNGN設備の設備管理運営費をベースに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成22年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っているところ、その結果は以下のとおりである。

	收容局接続機能 (装置・月)		IGS接続機能 (3分)*		中継局接続機能 (10Gポート・月)	
	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
NTT 東日本	216.8万円 (+28.0%)	169.3万円	5.70円 (▲0.5%)	5.73円	634.8万円 (▲0.4%)	637.5万円
NTT 西日本	245.3万円 (▲1.1%)	248.2万円	6.29円 (▲0.6%)	6.33円	534.8万円 (+1.9%)	525.0万円

\*1通信ごと・1秒ごとの料金は、P7参照。中継系交換機能に係る平成21年度接続料(3分当たり0.41円)を含む。

#### 2. 接続料算定

##### 1) 接続料原価の算定フロー

今回の申請案における接続料原価は、昨年度の算定と同様、二つのフローを用いて行っている。

第一は、NGNを構成する設備別コスト及びひかり電話網のコストを算定するフロー(Step1)であり、平成20年度接続会計から推計したコストをベースに算定している。

第二は、第一で算定したコストを関係する機能に配賦するフロー(Step2)である。各機能へのコスト配賦は、昨年度の算定と同様の手法により設備の種類に応じて異なる取扱いを行っている。

## 2) Step1: 設備別コストの算定

今回の申請案において、平成22年度のNGN及びひかり電話網のコストは、平成20年度接続会計における設備管理運営費をベースに、平成22年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で予測・算定している。

なお、今回の算定では、平成20年度の設備量の実績値をもとに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて設備増設を予測することで、平成22年度の取得固定資産価額を算出しているところである。

この結果、平成22年度における各設備別のコストは、以下のとおりである。

(単位:百万円)

	NTT 東日本			NTT 西日本			
	設備管理 運営費	自己資本 費用等*	合計	設備管理 運営費	自己資本 費用等*	合計	
收容ルータ	18,231	1,834	20,065	8,891	694	9,585	
中継ルータ	14,027	1,451	15,478	11,069	902	11,971	
MG	955	128	1,083	1,175	121	1,296	
GWルータ	51	6	57	38	4	42	
網終端装置(ISP)	8,679	904	9,583	7,596	612	8,208	
網終端装置(VPN)	1,146	131	1,277	612	61	673	
SNI收容ルータ	164	25	189	235	18	253	
SIPサーバ	5,721	628	6,349	4,293	453	4,746	
伝送路	伝送装置	9,484	1,535	11,019	5,526	689	6,215
	中継タークファイバ	659	155	814	553	106	659
NGN合計		59,117	6,799	65,916	39,987	3,661	43,648
ひかり 電話網	SIPサーバ以外	11,943	1,253	13,196	15,033	1,418	16,451
	SIPサーバ	3,259	315	3,574	2,274	202	2,476
ひかり電話網合計		15,201	1,568	16,769	17,307	1,620	18,927
合計		74,318	8,367	82,685	57,294	5,281	62,575

※自己資本費用、他人資本費用、利益対応税の合計値

## 3) Step2: Step1で算定したコストの関係する機能への配賦

### ① 関係する機能への直課

今回の申請案において、中継ルータ・伝送路・SIPサーバの三設備以外の設備に係るコ

ストについては、昨年度と同様、以下のとおり関係する機能に直課している。

NGN	収容ルータ、網終端装置(ISP)	収容局接続機能
	MG	IGS接続機能
	GWルータ	中継局接続機能
	網終端装置(VPN)、SNI収容ルータ	未アンバンドル機能

## ②中継ルータと伝送路のコストの関係する機能への配賦

### ア コストドライバとしてポート容量比の採用

中継ルータと伝送路<sup>※1</sup>については、NGNで提供されるすべてのサービス・機能(イーサネット関係を除く。)で共用されるものであるところ、今回の申請案では、当該設備に係るコストを関係する機能へ配賦するためのコストドライバとして、昨年度に引き続きポート容量比<sup>※2</sup>を採用している。

今回の接続料の算定においては、前述のとおり将来原価方式により算定することとしているところ、想定トラヒック又はポート実績トラヒックをドライバとするためには、直近の実績トラヒックの把握だけではなく、当該トラヒックから2年後のトラヒックについても予測する必要がある。しかしながら、現時点でのNGNトラヒック把握は平成21年度上期のもののみであり、このような短期間のデータから適切な予測を行うことは困難であると判断されることから、引き続きポート容量比を採用しているところである。

※1 伝送路は、今回の申請対象外であるイーサネット接続機能とも共用されるが、伝送路コストは、波長数比により、イーサネット接続機能とそれ以外の機能との間で分計している。

※2 ポート容量比とは、使用可能な物理的容量に着目して、機能ごとの各エッジルータのネットワーク側のポート容量をもとに算定したポート容量比でコストを機能別に配賦するものである。

### イ QoSと帯域換算の加味

今回の申請案では、中継ルータと伝送路のコストについて、上述のポート容量比により配賦を行うにあたり、既存のネットワークと異なるNGNの特徴を考慮して、QoSの有無・程度の加味及び帯域等換算係数の採用の二つの措置を講じているところ、以下の理由により、昨年度と同様の対応としている。

- (1) QoSは、最優先通信と高優先通信についての通信品質を確保するために要求した帯域に上乘せした帯域(最優先通信で要求帯域の20%、高優先通信で要求帯域の16%)を確保していることから、当該上乘せ帯域を含めてポート容量を観念して費用配賦を行うものであるが、当該帯域制御の方法については昨年度と何ら変化がない。
- (2) また、帯域等換算係数は、一般的にIP系の装置価格については、帯域差ほど費用差が生じておらずスケールメリットが働くことに着目して帯域当たりの費用を低減させたコスト算定を行うものであるが、基準とすべき機種やその価格(100Mbpsと10,000Mbps(10Gbps)におけるポート単価比が1:7.4)については昨年度と何ら変動はみられない。

## ウ 中継ルータと伝送路のコストの配賦結果

上記ア・イに基づき、中継ルータと伝送路のコストについては、エッジ設備ごとに以下の計算式によりポート総容量を算定した上で、当該ポート総容量を比率化して関係する機能に配賦している。

$$\text{ポート容量} \times \text{QoS換算係数} \times \text{帯域等換算係数} \times \text{稼働ポート数} = \text{ポート総容量}$$

その結果は、以下のとおりである。

(単位:百万円)

	NTT東日本			NTT西日本		
	費用	ポート容量比		費用	ポート容量比	
		中継 ダーク以外	中継 ダーク※		中継 ダーク以外	中継 ダーク※
收容局接続機能	20,468	74.6%	87.7%	12,089	63.7%	77.0%
IGS接続機能	4,155	15.5%	5.5%	3,774	20.5%	7.5%
中継局接続機能	190	0.7%	0.9%	163	0.9%	1.1%
未アンバンドル機能	2,499	9.3%	5.9%	2,817	15.0%	14.4%
合計	27,311	100%	100%	18,845	100%	100%

※中継ダークファイバ分は帯域換算を行っていない。

### ③SIPサーバのコストの関係する機能への配賦

今回の申請案では、過去3年間のひかり電話トラヒックの実績トレンドから平成22年度におけるSIPサーバを用いるサービス別の通信回数を設定し、当該通信回数比により、SIPサーバのコストを関係する機能に配賦している。その結果は以下のとおりである。

(単位:百万円)

	NTT東日本		NTT西日本	
	費用	通信回数比	費用	通信回数比
IGS接続機能	5,275	83.1%	4,102	86.4%
中継局接続機能	57	0.9%	51	1.1%
未アンバンドル機能	1,017	16.0%	593	12.5%
合計	6,349	100%	4,746	100%

### ④ひかり電話網のコストの関係する機能への配賦

今回の申請案では、過去3年間のひかり電話トラヒックの実績トレンドを用いて予測した通信回数及び通信時間を用いて、「Ⅰ.NGNのひかり電話ユーザとひかり電話網のひかり電話ユーザ間の通信」と「Ⅱ.それ以外の通信」について、昨年度の算定と同様、Ⅰについては未アンバンドル機能に、ⅡについてはIGS接続機能に配賦している。

## ⑤アンバンドル機能ごとの接続料原価【まとめ】

以上をまとめると、アンバンドル機能ごとの接続料原価は以下のとおりとなる。

### 【NTT東日本】

(単位:百万円)

	收容局接続 機能	IGS接続 機能	中継局接続 機能	未アンバン ドル機能	合計
收容ルータ	20,065	-	-	-	20,065
中継ルータ	11,539	2,401	107	1,432	15,478
MG	-	1,083	-	-	1,083
GWルータ	-	-	57	-	57
網終端装置(ISP)	9,583	-	-	-	9,583
網終端装置(VPN)	-	-	-	1,277	1,277
SNI收容ルータ	-	-	-	189	189
SIPサーバ	-	5,275	57	1,017	6,349
伝送路	伝送装置	8,215	76	1,019	11,019
	中継ダークファイバ	714	45	48	814
NGN合計	50,116	10,513	304	4,982	65,916
ひかり電話網	-	16,203	-	566	16,769
合計	50,116	26,716	304	5,548	82,685

### 【NTT西日本】

(単位:百万円)

	收容局接続 機能	IGS接続 機能	中継局接続 機能	未アンバン ドル機能	合計
收容ルータ	9,585	-	-	-	9,585
中継ルータ	7,624	2,452	103	1,792	11,971
MG	-	1,296	-	-	1,296
GWルータ	-	-	42	-	42
網終端装置(ISP)	8,208	-	-	-	8,208
網終端装置(VPN)	-	-	-	673	673
SNI收容ルータ	-	-	-	253	253
SIPサーバ	-	4,102	51	593	4,746
伝送路	伝送装置	3,958	53	930	6,215
	中継ダークファイバ	507	49	95	659
NGN合計	29,882	9,172	256	4,336	43,648
ひかり電話網	-	18,573	-	354	18,927
合計	29,882	27,745	256	4,690	62,575

#### 4)接続料の算定

アンバンドル機能ごとの接続料は、3)で算定した各機能ごとの接続料原価に、各機能ごとの需要を除いて算定されることになる。

なお、今年度において接続料の設定単位については何ら変更は行われていないが、各機能の需要についてはそれぞれ以下のように設定している。

- ① 收容局接続機能の需要・・・平成20年度の実績台数からNGNのエリア展開等を踏まえて予測した收容ルータの稼働装置台数
- ② IGS接続機能の需要・・・過去3年間のひかり電話トラヒックの実績トレンドを用いて予測したIGS経由の通信回数(SIPサーバ分に係るもの)及び通信時間(中継ルータ・伝送路分に係るもの)
- ③ 中継局接続機能の需要・・・GWルータの稼働ポート数

		NTT東日本	NTT西日本
收容局接続機能	コスト(百万円)	50,116	29,882
	需要(收容ルータ装置数)	1,931	1,018
	接続料(装置・月)	216.8 万円	245.3 万円
IGS接続機能	コスト(百万円)	26,716	27,745
	回数比例(百万円)	8,738	6,536
	時間比例(百万円)(MG以外)	15,392	17,647
	時間比例(百万円)(MG)	2,586	3,562
	需要		
	通信回数(千回)	6,321,508	6,531,423
	通信時間(千時間)(MG以外)	233,835	221,809
	通信時間(千時間)(MG)	214,765	201,771
	接続料(3分当たり)*	5.70 円	6.29 円
	1通信ごと(円/回数)	1.3855 円	1.0034 円
	1秒ごと(円/秒)	0.021679 円	0.027076 円
中継局接続機能	コスト(百万円)	304	256
	需要(GWルータポート数)	4	4
	接続料(10Gポート・月)	634.8 万円	534.8 万円

※中継系交換機能に係る平成21年度接続料(3分当たり0.41円)を含む。

# 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置

## 1. FTTHサービスの屋内配線に係る使用料等の設定

NTT東西の設置するFTTHサービスの戸建て向け屋内配線が第一種指定電気通信設備を定める指定告示において指定対象に追加されたことを受け、当該屋内配線に係る使用料及び工事費を新たに設定するもの。

なお、本使用料等は、NTT東西の光信号分岐端末回線と一体として一戸建ての建物に設置される屋内配線に適用される(集合住宅であっても一戸建ての建物と同様に低層階に引き通し形態により設置する屋内配線については適用される。)

### ■使用料・工事費等

屋内配線の使用料(加算額)は、保守(張り替え保守)のために必要な費用であることから、張替費用(作業時間及び物品費から算定)を平均的な使用期間(10年)で除して算定。

区分	単位		使用期間	張り替え費用	料金額
屋内配線を利用する場合の加算額*	1回線ごとに月額	東日本	10年	22,183円	185円
		西日本	10年	22,050円	184円

※平日昼間帯に故障対応を行う場合

光屋内配線工事費は、屋内配線を新設する際の工事費と、利用者の要望に基づいて当該屋内配線の設置場所等を変更(加工)する際の工事費を設定する。当該工事費は、実際の作業時間に作業単金を乗じた額(新設の場合はこれに物品費を加えた額)に貸倒率を加味して算定。

また、利用者の不在等により工事が実施できなかった場合の無効派遣費用(実費)を規定する。

区分	単位		作業時間	作業単金	物品費	料金額
光屋内配線工事費* (新設する場合)	1工事ごと	東日本	2.467時間	6,207円	3,472円	18,828円
		西日本	2.467時間	6,169円	3,434円	18,703円
光屋内配線工事費* (新設した配線を加工する場合)	1工事ごと	東日本	1.967時間	6,207円	—	12,237円
		西日本	1.967時間	6,169円	—	12,167円

※平日昼間工事の場合

## 2. ドライカップの下部区間に係る網使用料等の設定(サブアンバンドル)

ドライカップの下部区間のみを使用する機能について、FTTR提供コストの負担軽減に資する観点から接続料規則において新たなアンバンドル機能として規定されたことを受け、当該機能についての網使用料及び標準的接続箇所等を設定するもの。

### ■網使用料

網使用料は、下部区間のコストと下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコスト(上部区間のコストに故障受付発生率を乗じて計算(下表②))から算定。

	単位	①上部区間料金 相当※1		③下部区間 料金相当※1	接続料※2 (②+③)	(参考) ドライカッパ接続料 ※2※3
		②うち故障 対応コスト				
NTT東日本	1回線ごと に月額	528円	39円	768円	807円	1,274円
NTT西日本	1回線ごと に月額	460円	29円	863円	892円	1,304円

※1 設備コスト(減価償却費等)については直接把握により、保守費用については故障修理実績調査により、それぞれ上部区間・下部区間の別に分計。

※2 回線管理運営費(東日本:41円、西日本:58円)が別途必要。

※3 ドライカッパ接続料は、平成22年度適用料金(平成22年3月1日認可)。

※4 上記料金は、いずれも貸倒率適用後かつ調整額加算前であり、平日昼間帯に故障対応を行う場合。なお、下部区間接続料は平成22年度より新たに設定されるものであるため、平成22年度接続料には調整額は発生しない。

### ■標準的接続箇所

ドライカッパのサブアンバンドルに係る標準的接続箇所として、他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤のNTT東西側コネクタを新たに規定。

## 3. WDM(波長分割多重)装置等に係る網使用料等の設定

WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長について、接続料規則において新たなアンバンドル機能として規定されたことから、当該機能についての網使用料、網改造料及び情報開示手続等を設定するもの。

### ■網使用料・網改造料

網使用料については、接続ルール答申において、「WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当」との考えが示されたことを受け、個々の区間ごとに設定するための計算式を規定。

また、WDM装置の分波光変換装置(トランスポンダ)は、接続事業者毎に個別に設置するインターフェース部に相当するため、網改造料の対象機能として規定。

区分		NTT東日本	NTT西日本
網使用料	特別光信号中継伝送機能※	①WDM装置本体に係る費用+②中継ダークファイバの費用 利用波長数	
	①WDM装置本体に係る費用	網改造料の算出式により算定	
	②中継ダークファイバの費用	中継ダークファイバの網使用料に区間距離・回線数を乗じたもの	
網改造料	WDM装置との接続に係るインターフェース機能	WDM装置のインターフェース部(分波光変換装置)の利用に係る費用	

※ 複数の利用区間をまたいで利用する場合は、その利用区間ごとに計算した料金額の合計を適用。なお、回線管理運営費(中継ダークファイバと同額)が別途必要。

### ■情報開示手続等

WDM装置に係る情報については、中継ダークファイバの空きがない区間については、WDM装置の設置の有無を接続事業者向けホームページにおいて開示し、その他の区間の情報や

提供可能時期等については、接続事業者からの求めに応じ線路設備調査等を個別に行うことで開示される旨を規定。

また、WDM装置が設置されている中継ダークファイバ(特別光信号中継回線)に係る接続申込手続については、線路設備調査等既存の中継ダークファイバ(一般光信号中継回線)と類似の手続きを規定。

		単位	NTT東日本	NTT西日本
手続費	特別光信号中継回線に係る情報調査費	1件ごとに	作業単金×作業時間×(1+貸倒率)	
	光回線設備設置手続費	1波長ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額(800円)	

#### ■標準的接続箇所等

WDM装置が設置されている中継ダークファイバに係る標準的接続箇所として分波光変換装置に係る配線盤等を規定し、接続に係る技術的条件を規定。

#### 4. 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査手続費等の設定

中継ダークファイバの異経路構成等の確認については、これまで接続事業者からの個別要望に応じて実施していたところであるが、接続ルール答申及び電気通信事業法施行規則等の改正を踏まえ、調査に係る手続を新たに規定するもの。

また、異経路構成等の確認調査を行った中継ダークファイバについて、支障移転等を行う際には、当該接続事業者に対してあらかじめその旨の通知を行うことを規定する。

#### ■手続費

区分	単位	NTT東日本	NTT西日本
異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費	1件ごとに	作業単金×作業時間×(1+貸倒率)	

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審 査 結 果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	適	WDM 装置については、IEEE、ITU-T 等の標準に準拠しており、適正かつ明確に定められているものと認められる。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	適	第一種指定電気通信設備である中継系伝送路設備の異経路構成状況等、接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続が適正かつ明確に定められていると認められる。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価	適	本件申請に係る手続費及び工事費は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められてい

に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)		ると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	適	第一種指定電気通信設備である波長分割多重装置に係る申込みに対して行う各回答において用いるべき様式が、適正かつ明確に定められていると認められる。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は、接続料規則に定められた方法によって算定された原価に基づき、同規則に定められた方法によって算定されていることから、公正妥当なものであると認められる。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利な記述は認められない。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。